

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）

給付

2020年4月より始まる「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）」では、授業料等の減免と返還義務のない給付型奨学金との支援を併せて受けることができます。この支援を受けるには、必ず給付型奨学金への申請が必要です。他の奨学金や類似の支援を受ける場合は併給ができないことがありますので注意してください。

<支援額>

区分（※1）	授業料等減免（減免額）（※2）		給付型奨学金	
	入学金（※3）	授業料（年額） （※4）	自宅通学（月額）	自宅外通学（月額）
第Ⅰ区分	260,000円	上限700,000円	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	173,400円	第Ⅰ区分の2/3	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	86,700円	第Ⅰ区分の1/3	12,800円 (14,200円)	25,300円

※1) 第Ⅰ区分～第Ⅲ区分は、世帯の所得金額に基づく区分。年度中に区分が変わった場合、減免額・給付額が変更。

※2) 授業料等減免は、「入学金」と学費のうち「授業料」のみ対象（その他施設設備費等は満額納付の必要有）。


※3) 入学金の減免は、2020年4月1日採用のみ対象。

※4) マネジメント創造学部の1年次のみ、授業料減免額は年額501,000円。

◇第一種奨学金（無利子貸与奨学金）を併せて利用する場合は、貸与月額が調整。

◇カッコ内は、生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人の金額。

<支援対象者>

基準（※）	要件
学業に係る基準	<p>【1年次】学ぶ意欲があること（学業成績、学修計画書等により確認）</p> <p>【2年次以上】次のいずれかに該当すること</p> <p>(ア) GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること</p> <p>(イ) 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること（但し、学業成績が適格認定基準の「廃止」に該当する場合は採用されない）</p>
家計に係る基準	<p>【収入基準】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯</p> <p>【資産基準】本人と生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること</p> <p>※支援対象となるかどうかを、日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」（右下QRコード）より調べることができます。（シミュレーション結果はあくまで目安です。）</p> <p>■進学資金シミュレーター 「奨学金選択シミュレーション」>「給付奨学金シミュレーション」</p> 
その他の基準	<p>① 高校卒業後2年以内に大学へ進学していること（編入前の大学を含む）</p> <p>② 定められた在留資格等を有していること（日本国籍でない場合）</p>

※基準についての詳細は日本学生支援機構HP参照

<申し込みから支給終了までの流れ>

募集は年2回（4月と9月）に実施される予定です。

